

堺市では8月1日より「雨水貯留タンク」の (堺市資料抜粋) 購入・設置に要する費用の一部助成を開始！

雨水貯留タンクとは？

屋根に降った雨を一時的に貯める施設です。
雨水を雨どいから分岐器具により貯留タンクに流入させます。

助成対象となる雨水貯留タンク

- ◎雨水貯留タンクとして販売されているもの。
(中古品は対象外です。)
- ◎貯留容量が1基あたり50L以上のもの。
- ◎雨どいに接続されているもの。
- ◎設置基数に限度はありません。



対象

以下の要件の全てを満たす方

- ・設置場所が堺市内であること。
- ・自ら所有する建物(屋根と雨どいがあるもの)に雨水貯留タンクを設置すること。
- ・平成24年8月1日以降に雨水貯留タンクを購入・設置し、費用の支払いを行ったこと。
- ・費用の支払い日から6か月以内の申請であること。

■助成金額

◎助成の対象となる費用

- ①雨水貯留タンクを購入に要した金額(雨水貯留タンクの本体のほか、雨水貯留タンクの設置に必要な配管、架台、転倒防止チェーンも対象)
- ②雨水貯留タンクの設置に要した金額(配送料も含む)

◎助成金の計算方法

- ・雨水貯留タンクを購入と設置に要した金額の2分の1が助成金額となります。
- ・助成限度額は1基につき30,000円です。
- ・設置等に要する費用は購入に要した金額の10%以内とします。
- ・助成金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額を助成金額とします。

$$\boxed{\text{助成金}} = \left\{ \boxed{\text{購入に要した金}} + \boxed{\text{設置に要した金}} \right\} \times 1/2 \leq \boxed{\text{助成金限度額 (30,000円)}}$$

お見積は無料にて行いますので、いつでも当社にご相談を!

当社にて施工させて頂いた場合、設置申請の代行も行います。

〒590-0825大阪府堺市堺区昭和通5-73-6

株式会社サニコン 072-244-3288

浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度

(堺市資料抜粋)

水洗化工事に合わせて、不用になる浄化槽を改造し雨水貯留施設(敷地内に降った雨をためておく 槽)に転用される場合に、転用工事の費用の一部を補助する制度です。

浄化槽を雨水貯留施設に転用すれば、

不用となる浄化槽の再利用が、資源の有効利用になります。

庭園などへの散水に、雨水を有効に利用できます。

雨水を一時的に貯めることにより、大雨の時に河川の増水を防ぐことができます。

(1)摘要条件

ア 下水道法(昭和33年法律第79号)に定める処理区域内又は公共下水道整備区域内であること

イ 自ら所有(共有する場合を含む。)又は占有している既存の浄化槽を廃止して公共下水道に 排水設備等を接続する際に、不用となった浄化槽の転用工事を自らの負担で行う者

ウ 国又は地方公共団体、公社公団その他の法人でないこと

エ 受益者負担金を滞納していないこと

(2)補助対象工事

転用工事のうち

ア 浄化槽の清掃及び消毒

イ 浄化槽内部の不用部品撤去及び仕切板の貫通工事

ウ 雨水集水配管等の工事

エ ポンプの設置等に係る工事

オ 槽の浮上防止等に係る工事

※ 既存浄化槽の汚泥・スラム等の引き出し処分については、補助金の対象となりません。

(3)補助金額

浄化槽1槽あたり

ア 工事費が70,000円以上の場合は、70,000円

イ 工事費が70,000円未満の場合は、工事費の千円未満を切り捨てた額

(4)交付申請

工事施工後の交付申請は認められません。必ず、工事をされる前に、排水設備計画確認申請書の 提出と同時に、補助金の交付を申請してください。

(5)施工業者

転用工事は、堺市指定排水設備工事業者の監理の下に実施しなければなりません。

(6)維持管理

補助金を受けた方は、工事完了後5年以上、当該施設の見やすい箇所に雨水貯留施設であることを 表示し、誤飲等の事故発生を防止するとともに、適正な管理による機能維持に努めなければなりません。

お見積は無料にて行いますので、いつでも当社にご相談を!

〒590-0825大阪府堺市堺区昭和通5-73-6

株式会社サニコン 072-244-3288